

11月は動物による危害防止対策強化月間です

動物による危害防止対策強化月間が実施されます。動物を飼っている方は、適切に飼育しましょう。

○動物には、飼い主の方が分かるよう、名札を付けましょう。また、犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ず付けましょう。

○犬の放し飼いは禁止されています。犬は、来訪者をかむことがない位置につないで、門や玄関から飛び出さないようにしましょう。犬を運動させる場合は、犬を制御できる人が行いましょう。

○散歩しているときなどに、公の場所や他人の敷地内

で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。

○猫は屋内で飼いましよう。猫を屋外で飼うと、感染症を移されたり、交通事故などに遭う危険があります。

○動物が、みだりに繁殖しないよう、不妊・去勢手術に努めましょう。

○かみつがめ、毒へび、ワニなど危険な動物を飼う場合には、県知事の許可が必要です。また、沼や川に放すことは、大変危険です。絶対にやめましょう。

詳しくは、県動物愛護センター ☎ 0476-93-5711 へ。

ごみの不法投棄は犯罪です！

一部の心ない者により、山林、道路際、空き地などにごみが不法に投棄されること、あとを絶たずに行われていきます。

不法投棄をなくすためには、一人ひとりがルールを守ることに、ごみを捨てること、モラルを持つことが必要です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも、ポイ捨てや不法投棄はやめましょう。

また、土地や建物の所有者や管理者の方は、敷地内に不法投棄されないよう、日ごろから注意をしていたり、適切な管理に努めてください。

- 定期的な見回り
- 雑草の除去・樹木の剪定
- 侵入防止対策（柵やネット）
- 看板の設置など

詳しくは、市役所環境課 ☎ 443-1406 へ。

野外焼却などは禁止されています

「近所で草木を燃やしてけむたい」、「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が、毎年多く寄せられています。

野焼きはダイオキシンの発生源

野焼きをするとばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンが発生します。

ダイオキシンは燃焼過程で十分に温度が上がらない状態や酸素が足りない状態に不完全燃焼を起こしたときに発生しやすいといわれています。

廃棄物は野焼きせず、市のごみ収集や資源物の分別収集に出すなど適正な処理をしましょう。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きや不適正な焼却は、平成13年4月に改正された「廃棄物処理法」で、特別な場合を除いて禁止されています。悪質な野焼きを行った者には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。

【例外として認められているもの】

○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例・「どんど焼き」

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例・畑での病害虫予防のため

の焼却や水田での稲わらの焼却など

○たき火などの焼却であつて軽微なもの

例・たき火、キャンプファイヤーなど

※ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。

やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周辺の環境などに十分配慮して焼却を行ってください。

近隣に住む方々へ迷惑をかけるないためにも、皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは、市役所環境課 ☎ 443-1406 へ。

浄化槽は生きています 適切な維持管理が必要です

浄化槽は、微生物の働きでトイレや台所などからの排水をきれいな水にして放流するための設備です。

この機能を十分に発揮させるために、専門業者による適正な設備工事と保守点検・清掃が必要です。

また、浄化槽が適正に施工・管理され、正常に機能しているかどうかについて、指定機関による法定検査を受けていることが義務づけられています。私たちの周りの大切な環境を守るため、浄化槽の正しい使用と管理を徹底しましょう。

詳しくは、市役所環境課 ☎ 443-1406 へ。

第32回八街市婦人祭

とき 11月13日(日) 午前10時～ トワーク風理事長 篠原 鋭一氏

ところ 市中央公民館

内容 アトラクション 午後0時10分～

・講演会『あつたかさをまわそう』～無縁社会(孤立社会)を有縁社会へもどそう

費用 無料

講師 成田市長寿院住職、NPO法人自殺防止ネット

社会教育課 ☎ 443-1464 へ。

11月の移動交番情報

開設日時	開設場所
10日(木)・17日(木) 午後2時30分～4時	八街駅南口
24日(木) 午後1時2時30分～2時30分	東吉田集会所
15日(火) 午後2時～4時	富山コミュニティセンター
18日(金) 午前10時30分～正午	文違コミュニティセンター

詳しくは、佐倉警察署 ☎ 484-0110 へ。